

○銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3の規定に基づく認知機能検査の実施要領

平成21年12月4日

生環一第1716号

警察本部長

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3の規定に基づく認知機能検査の実施要領の制定
について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3の規定に基づく認知機能検査に関する規程（平成21年埼玉県公安委員会規程第10号）第4条の規定に基づき、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成21年12月4日から実施するので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3の規定に基づく認知機能検査の実施要領

第1 趣旨

この要領は、銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3の規定に基づく認知機能検査に関する規程（平成21年埼玉県公安委員会規程第10号。以下「規程」という。）第4条の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第1項に規定する検査（以下「認知機能検査」という。）の実施に関し必要な細目的事項を定めるものとする。

第2 認知機能検査員

認知機能検査を行う者（以下「認知機能検査員」という。）は、警察署の職員のうち、生活安全部門における許認可事務を担当し、検査の実施に必要な技能及び知識に関して生活安全部保安課長が実施する講習を受講したものとする。

一部改正〔平成27年第774号〕

第3 認知機能検査員の基本的な心構え

- 1 認知機能検査員は、認知機能検査の目的が、散弾銃を猟場に置き忘れて帰宅するなど、加齢に伴う認知機能の低下によると思われる事案が発生していることから、法第4条の3第1項に規定する者（以下「高齢者」という。）に対し検査を行うことにより、高齢者に自己の認知機能の状況を自覚させ、注意を促すこととしたものであり、認知機能検査において、受検者に対し無用の不安又は誤解を抱かせないように検査の目的を分かりやすく説明することに努めなければならない。
- 2 認知機能検査員は、認知機能検査が介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症（以下「認知症」という。）の診断を行うものではなく、認知症の診断はあくまで専門の医師により行われるものであることを受検者が正しく理解できるように、認知機能検査において十分な説明に努めなければならない。
- 3 認知機能検査員は、高齢者の心情に配慮した認知機能検査を実施しなければならない。
- 4 認知機能検査員は、認知機能検査の結果が受検者の秘密に属する個人情報であることを正しく理解し、その取扱いに誤りがないようにしなければならない。

一部改正〔平成25年第1414号、30年第3226号〕

第4 認知機能検査の実施要領

1 受検者の人数

1回に行う認知機能検査の受検者数は、10人以下とする。ただし、次のいずれかに該当する者（検査中に判明した者を含む。）は個別に行うものとする。

- (1) 認知機能検査員の説明が聞き取れないと認められる者
- (2) 認知機能検査員の説明が理解できないと認められる者
- (3) 注意力が散漫で認知機能検査に耐えられないと認められる者
- (4) 不正行為を行っているとして認められる者
- (5) その他個別に認知機能検査を行わなければ、検査の進行に支障があると認められる者

2 検査の実施場所

認知機能検査は、次の要件に適合している場所で行うこと。

- (1) 外部から遮断されている。
- (2) 受検者のプライバシーの保護及び検査の適正を図るため、間隔を設けた配席、ついたての設置等がされている。
- (3) カレンダー、時計等は、あらかじめ取り外しているか、覆いを掛けるなどしてある。

3 検査の進行要領

認知機能検査の進行順、検査の方法等、使用する用紙及び所要時間は、次表のとおりとする。

4 各検査の方法等

時間の見当識、手がかり再生、時計描画の検査の方法等は、次によるものとする。

(1) 検査用紙等

前記3の表の使用用紙の欄に掲げた各検査用紙は、A4版以上の大きさとする。

(2) 時間の計測

各検査の所要時間は、ストップウォッチを用いて計測すること。

(3) 手がかり再生

ア 手がかり再生で使用する図画は、警察庁で指定したものをを用いるものとし、着

色はしない。

イ 図画は、大きなボードを用いる、スクリーンに投影するなどにより、すべての受検者が見えるようにする。

(4) 時計描画

時計描画において指示する時刻は、警察庁の指定したものとする。

(5) 筆記方法

受検者の筆記用具は鉛筆とし、記載を誤った場合は二本線を引いて書き直させ、消しゴムを使用させない。

(6) 代筆等

手が震えるなど受検者が自ら文字が書けない状態にあると認められる場合は、次によるものとする。

ア 時間の見当識及び手がかり再生については、認知機能検査員又はその補助者が受検者の回答を聴取して代筆をすることができる。

イ 時計描画については、代筆を認めない。この場合において、認知機能検査員又はその補助者は、通常より大きい用紙を用いる、筆記を補助する用具を用いる、筆記を補助するなどの措置を講じ、受検者が自ら回答できるように努めること。

(7) 検査結果の採点及び判定の点検

検査結果の採点及び判定の点検は、複数人により行うこと。

(8) 検査結果の受検者への通知

ア 認知機能検査の結果は、他の受検者に知られることのないように規程第3条各号に掲げる書面を封筒に入れるなどして、受検者に通知すること。

イ 検査結果について受検者から不服等の申し出があった場合は、検査終了後に個別に説明を行うこと。この場合において、必要に応じ、検査用紙及び採点補助用紙を受検者に示した上で採点方法及び結果について説明を行うものとする。

一部改正〔平成25年第1414号〕

第5 検査用紙等の保存

認知機能検査で使用した各検査用紙及び採点補助用紙は、警察署長が保存するものとし、その保存期間は3年とする。

実施日

この通達は、平成21年12月4日から実施する。

実施日（平成25年生環一第1414号）

この通達は、平成25年9月1日から実施する。

実施日（平成27年3月31日務第774号）

この通達は、平成27年4月1日から実施する。

実施日（平成30年3月30日保安第3226号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

進行順	検査の方法等	使用する用紙	所要時間
1	事前説明及び準備	認知機能検査検査用紙（別記様式第1）	おおむね2分30秒
2	表紙の記載	（表紙）	おおむね1分30秒
3	時間の見当識	問題用紙1、回答用紙1（別記様式第2）	おおむね3分
4	手がかり再生	問題用紙2、回答用紙2（別記様式第3） 問題用紙3、回答用紙3（別記様式第4） 問題用紙4、回答用紙4（別記様式第5）	おおむね14分
5	時計描画	問題用紙5、回答用紙5（別記様式第6）	おおむね2分
6	検査用紙の回収から検査結果の通知	採点補助用紙（パターンA）（別記様式第7）、採点補助用紙（パターンB）（別記様式第8）、採点補助用紙（パターンC）（別記様式第9）又は採点補助用紙（パターンD）（別記様式第10）及び規程第3条各号に掲げる書面	おおむね7分

別記様式第1（第4関係）

にんちきのうけんさようし
認知機能検査用紙

なまえ 名前	
せいねんがっぴ 生年月日	めいじ 明治 たいしょう 大正 年 月 日 しょうわ 昭和
せいべつ 性別	1 だんせい 男 性 2 じょせい 女 性

しよちゆうい
諸注意

- 1 しじ
指示があるまで、ようし
用紙はめくらないでください。
- 2 こたえか
答を書いているときは、こえだ
声を出さないでください。
- 3 しつもん
質問があったら、てあ
手を挙げてください。

もん	だい	よう	し	
問	題	用	紙	1

この^{けんさ}検査には、5つの^{しつもん}質問があります。

^{ひだりがわ}左側に^{しつもん}質問が^か書いてありますので、
それぞれの^{しつもん}質問に対する^{たい}答を^{こたえ}右側の^{みぎがわ}
^{かいどうらん}回答欄に^{きにゆう}記入してください。

^{こたえ}答が^わ分からない^{ぼあい}場合には、^{じしん}自信がな
くても^よ良いので^{おも}思ったとおりに^{きにゆう}記入し
てください。^{くうらん}空欄とならないようにし
てください。

※^{しじ}指示があるまでめくらないでください。

かい	とう	よう	し	紙	1
回	答	用	紙		

い か しつもん こた
以下の質問にお答えください。

しつもん 質 問	かいとう 回 答
ことし なんねん 今年は何年ですか？	ねん 年
こんげつ なんがつ 今月は何月ですか？	がつ 月
きょう なんにち 今日は何日ですか？	にち 日
きょう なんようび 今日は何曜日ですか？	ようび 曜日
いま なんじなんぶん 今は何時何分ですか？	じ ぶん 時 分

しじ
※指示があるまでめくらないでください。

もん だい よう し
問 題 用 紙 2

これから、たくさん数字が書かれた表が
出ますので、私が指示をした数字に斜線
を引いてもらいます。

例えば、「1と4」に斜線を引いてくだ
さいと言ったときは、



4	3	1	4	6	2	4	7	3	9
8	6	3	1	8	9	5	6	4	3

と例示のように順番に、見つけただけ斜
線を引いてください。

※指示があるまでめくらないでください。

かい どう よう し
回 答 用 紙 2



9	3	2	7	5	4	2	4	1	3
3	4	5	2	1	2	7	2	4	6
6	5	2	7	9	6	1	3	4	2
4	6	1	4	3	8	2	6	9	3
2	5	4	5	1	3	7	9	6	8
2	6	5	9	6	8	4	7	1	3
4	1	8	2	4	6	7	1	3	9
9	4	1	6	2	3	2	7	9	5
1	3	7	8	5	6	2	9	8	4
2	5	6	9	1	3	7	4	5	8

※指示^{しじ}があるまでめくらないでください。

もん	だい	よう	し	
問	題	用	紙	3

すこ まえ なんまい え み
少し前に、何枚かの絵をお見せしまし
た。

なに か おも だ
何が描かれていたのかを思い出して、で
きるだけ全部ぜんぶ書いてください。

※指示があるまでめくらないでください。

かい とう よう し
回 答 用 紙 3

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

11. _____

12. _____

13. _____

14. _____

15. _____

16. _____

※^{しじ}指示があるまでめくらないでください。

もん	だい	よう	し	
問	題	用	紙	4

こんど かいとうようし ひだりがわ か
今度は回答用紙の左側に、ヒントが書い
てあります。

それを手がかりに、もう一度、何が描か
れていたのかを思い出して、できるだけ全
ぶか 部書いてください。

※指示があるまでめくらないでください。

1. たたか ぶき
戦いの武器 _____
2. がくき
楽器 _____
3. からだ いぶん
体の一部 _____
4. でんきせいひん
電気製品 _____
5. こんちゅう
昆虫 _____
6. どうぶつ
動物 _____
7. やさい
野菜 _____
8. だいどころようひん
台所用品 _____
9. ぶんぼうぐ
文房具 _____
10. の もの
乗り物 _____
11. くだもの
果物 _____
12. いふい
衣類 _____
13. とり
鳥 _____
14. はな
花 _____
15. だいこうどうぐ
大工道具 _____
16. かぐ
家具 _____

※ しじ 指示があるまでめくらないでください。

もん	だい	よう	し	
問	題	用	紙	5

この^{けんさ}検査では、^{とけい}時計を^か描いてもらいま
す。^{さいしょ}最初に、^{とけい}時計の^{もじばん}文字盤を^か描いてもらい
ます。^{おお}大きな^{えん}円を^か描いて、^{えん}円の中^{なか}に^{すうじ}数字を
^{ぜんぶ}全部^か書き^こ込んでもらいます。

^{あと}後で^{じかん}時間を^{してい}指定しますので、^{じかん}その時間^{しめ}を示
すように^{とけい}時計の^{はり}針を^か描いてもらいます。

※^{しじ}指示があるまでめくらないでください。

かい とう よう し
回 答 用 紙 5

とけいびょうが
(時計描画)

別記様式第8 (第4関係)

採点補助用紙 (パターンB)

検査開始日時 年 月 日 曜日 時 分	受検者氏名
------------------------	-------

【時計模写課題〇印】
11時10分 1時45分
8時20分 2時45分

回答用紙1 (時間の見当識)
【検査時刻 時 分】

質問	配点	得点
何年	正答5点	
何月	正答4点	
何日	正答3点	
何曜日	正答2点	
何時何分	間違30分未満1点	

計 A 点

回答用紙5 (時計描画)

基準番号	採点基準 (各1点)	得点
1	1から12までの数字のみが書かれている	
2	数字の順序が正しい	
3	数字は正しい位置に なくてはならない	
4	2つの針がある	
5	時間の数字 () が 指し示されている	
6	分の数字 () が 指し示されている	
7	長針と短針が正しい 長さの割合になって いなければならない	

※ () 内には検査時に課題した課題に
対応する数字を記入すること。

計 C 点

回答用紙3、回答用紙4 (手がかり再生)

No.	絵	自由 (各2点)	手がかり (各1点)	得点
1	戦車			
2	太鼓			
3	目			
4	ステレオ			
5	トンボ			
6	ウサギ			
7	トマト			
8	ヤカン			
9	万年筆			
10	飛行機			
11	レモン			
12	コート			
13	ペンギン			
14	ユリ			
15	カナヅチ			
16	机			
小 計 (B)				

計 B 点

総合点

点

採点者 _____

点検者 _____

採点補助用紙 (パターンC)

検査開始日時 年 月 日 曜日 時 分	受検者氏名
------------------------	-------

回答用紙1 (時間の見当識)
【検査時刻 時 分】

質問	配点	得点
何年	正答5点	
何月	正答4点	
何日	正答3点	
何曜日	正答2点	
何時何分	誤差30分未満1点	

計 A 点

回答用紙5 (時計描画)

基準番号	採点基準 (各1点)	得点
1	1から12までの数字のみが書かれている	
2	数字の順序が正しい	
3	数字は正しい位置に なくてはならない	
4	2つの針がある	
5	時間の数字 () が 指し示されている	
6	分の数字 () が 指し示されている	
7	長針と短針が正しい 長さの割合になって いなければならない	

※ () 内には検査時に出題した課題に対応する数字を記入すること。

計 C 点

回答用紙3、回答用紙4 (手がかり再生)

No.	絵	自由 (各2点)	手がかり (各1点)	得点
1	機関銃			
2	琴			
3	親指			
4	電子レンジ			
5	セミ			
6	牛			
7	トウモロコシ			
8	ナベ			
9	はさみ			
10	トラック			
11	メロン			
12	ドレス			
13	クジャク			
14	チューリップ			
15	ドライバー			
16	椅子			
小 計 (B)				

計 B 点

採点者

点検者

総合点 点

別記様式第10 (第4関係)

採点補助用紙 (パターンD)

検査開始日時 年 月 日 曜日 時 分	受検者氏名
------------------------	-------

回答用紙1 (時間の見当識)
【検査時刻 時 分】

質問	配点	得点
何年	正答5点	
何月	正答4点	
何日	正答3点	
何曜日	正答2点	
何時何分	誤差30分未満1点	

回答用紙5 (時計描画)

基母番号	採点基準 (各1点)	得点
1	1 から12までの数字のみが書かれている	
2	数字の順序が正しい	
3	数字は正しい位置になくてはならない	
4	2つの針がある	
5	時間の数字 () が指し示されている	
6	分の数字 () が指し示されている	
7	長針と短針が正しい長さの割合になっていなければならない	

※ () 内には検査時に出題した課題に対応する数字を記入すること。

回答用紙3、回答用紙4 (手がかり再生)

	絵	自由 (各2点)	手がかり (各1点)	得点
1	刀			
2	アコーディオン			
3	足			
4	テレビ			
5	カブトムシ			
6	馬			
7	カボチャ			
8	包丁			
9	筆			
10	ヘリコプター			
11	パイナップル			
12	ズボン			
13	スズメ			
14	ヒマワリ			
15	ノコギリ			
16	ソファー			
小 計 (B)				

計 A

点

計 C

点

計 B

点

総合点

点

採点者 _____

点検者 _____